

敦賀市小規模事業者特別資金融資のご案内

敦賀市産業経済部商工貿易振興課

敦賀市では、市内小規模事業者の事業振興を図るため、必要な資金の低利な融資を行うことを目的に、小規模事業者特別資金融資制度を設けています。

1. 融資を受けることができる方

- ① 市内に住所を有する小規模事業者（常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の事業者）で、市内にて1年以上事業を営んでいる方
- ② 法人は法人市民税、個人事業主は代表者が市民税を市に納税している方で、法人及び代表者が全ての市税を完納している方

上記どちらにもあてはまり、融資金の償還能力を有する方が対象となります。

<注意事項>

- 1) 法人の方で、代表者が市に納税義務がない場合も融資対象となります。
- 2) 融資申込時点において、法人及び代表者の納税確認を行います。（市税の完納は、課税免除も含みます。）

2. 融資の条件

（令和8年4月1日現在）

資金使途	運 転 資 金	設 備 資 金
	仕入や決済等経常運転に充当	市内で整備する店舗の新改築や設備整備に充当
融資限度額	1,250万円 （ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資限度額）との合計で1,250万円の範囲内）	
融資期間(措置期間)	7年以内(6ヶ月以内)	
融資利率	1.60%以下 注)金融情勢により利率を改定しますので、融資実行の際の利率は上記と異なる場合があります。	
返済方法	原則、月割賦による元金均等返済。	
信用保証	保証協会の取り扱う敦賀市小規模事業者特別資金保証を付すること。 なお、保証料についてはその全額を敦賀市が補給します	
担保・連帯保証人	取扱金融機関・信用保証協会の定めるところによります。	
申込書類	① 敦賀市小規模事業者特別資金融資申込書(様式第1号) ② 小規模事業者であることが確認できるもの(決算書類、事業概況等) ③ 許認可が必要な業種は許認可証の写し ④ 法人の場合は登記事項証明書の写し ⑤ 設備資金申し込みの場合は設備等の見積書の写し ⑥ 保証料補給にかかる事務委任状の写し ⑦ 借入金内訳表(借換の場合) ⑧ その他市や取扱金融機関が必要に応じて求める書類	

<注意事項>

- 1) 事前に取扱金融機関による審査があります。
- 2) 申込書を敦賀市商工貿易振興課に提出してから、融資決定までの標準処理期間は1週間です。
- 3) 融資申込書は下記市内取扱金融機関(福井銀行・北陸銀行・敦賀信用金庫)各店または、敦賀市商工貿易振興課にございます。